

利益相反管理方針

東郷証券株式会社

利益相反管理方針

弊社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号の規定に基づき、弊社が自己又は第三者の利益を図ることにより、お客様の利益が不当に害されること（以下「利益相反」という。）のないように、弊社とお客様の間に利益相反の関係が生じるおそれのある取引に関して、あらかじめ管理方針を定め、当該管理方針に従って適切に業務を遂行致します。

利益相反管理の対象となる取引

弊社において、利益相反の関係が生じるおそれのある取引として管理の対象となる取引は、以下の要件を満たす取引をいいます。

- 1 弊社とお客様の間で利害が対立する取引、または弊社のお客様相互間において利害が対立する取引
- 2 弊社とお客様が競合する取引、または弊社のお客様相互間において競合する取引
- 3 弊社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、弊社が利益を得る取引、または弊社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、弊社の他のお客様が利益を得る取引

利益相反管理の対象となる取引の特定方法

弊社において、利益相反取引の関係が生じるおそれのある取引として特定される取引は、以下の事項に該当するかを判断して特定致します。

- 1 お客様の不利益のもと、弊社が利益を得ている状況が存在すること
- 2 お客様の不利益のもと、弊社の他のお客様が利益を得ている状況が存在すること
- 3 弊社がお客様より入手した情報を利用して、弊社が利益を得ている状況が存在すること
- 4 弊社がお客様より入手した情報を利用して、弊社の他のお客様が利益を得ている状況が存在すること

利益相反管理の方法

弊社の従業員は、お客様との間の取引により取得した情報に照らして、上記の利益相反管理の類型に該当するおそれがある取引については、利益相反管理部門に報告します。

利益相反管理部門は、利益相反のおそれのある取引への該当性を判断し、該当する場合には、その対処方法を選定し、対象となる取引を行う担当部門をしてその対処方法を実施させます。

弊社のコンプライアンス部を、利益相反管理部門とします。

利益相反管理部門は、営業部門等他部門から独立し本方針に従い当該他部門を監督します。利益相反管理部門は、対象となる取引を特定し、以下に定める方法又は、それらを組み合わせる及びその他の方法で適切に管理致します。

- 1 部門間の情報を遮断する
- 2 取引条件、取引の方法の変更
- 3 取引の中止
- 4 お客様への利益相反状況の開示
- 5 その他

利益相反管理部門は、弊社各部門・担当者等から、利益相反のおそれのある取引に対し適正に対処するために必要な情報を入手します。

利益相反管理部門は、利益相反のおそれのある取引の特定及び当該取引に対する措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理部門は、弊社の従業員に対し、本方針に関する研修を実施するなどし、周知徹底することとします。

相反管理の対象となる会社の範囲

弊社において、現在、利益相反の対象となる会社はありません。なお、対象となる会社につきましては、随時見直しを行ってまいります。

内部監査

弊社における内部監査において、利益相反に関する業務運営について、定期的に監査を行います。

以上の基本方針によって、弊社では利益相反取引の管理を行い、お客様の利益を不当に害することのないように努めます。

【本方針に関するお問合せ窓口】

商 号： 東郷証券株式会社

住 所： 東京都港区虎ノ門 2-2-1 JT ビル 9 階

登録番号： 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業
(関東財務局長 (金商) 第 272 号)

商品先物取引業

加入協会： 一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

日本商品先物取引協会

日本証券業協会

当社への連絡先：コンプライアンス部 03-5575-3142

受付時間：9:00~18:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)